

(株)富山県総合情報センター自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

株式会社富山県総合情報センター（以下情報センターという）において、自動販売機設置事業者を募集します。

2 貸付物件（詳細は別添公募物件説明書のとおり）

物件番号	施設名称	貸付箇所	貸付面積	自動販売機設置台数
1	富山市高田 527 富山県総合情報センター	別添今回貸付位置図のうち 1階「あ」2階「う」	2.98 ㎡	2台
2	富山市高田 527 富山県総合情報センター	別添今回貸付位置図のうち 1階「い」2階「お」「か」	4.47 ㎡	3台
3	富山市高田 527 富山県総合情報センター	別添今回貸付位置図のうち 2階「え」	1.06 ㎡	1台

※ 貸付面積には、容器回収ボックス（ゴミ箱）設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。（容器回収ボックス設置面積は、全体設置の状況を見たうえで若干の面積増も可能）

3 応募資格要件

次の掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(地方自治法施行令)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき

二 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(3) 次のいずれかに該当しない者

- ① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 法人の場合は富山県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は富山県内に居住し業を営んでいること。

(6) 県税を滞納していないこと。

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設の使用形態

自動販売機の設置は、情報センターが設置事業者に対し、建物の敷地の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

平成27年8月1日から平成30年7月31日までの3年間とします。

なお、貸付契約期間の更新はありません（契約期間満了後は新たに公募を行います。）。

(3) 貸付料

貸付料は、設置事業者に決定された方が応募に当たって提案した額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

また、電気代については、情報センターの負担としますが、設置事業者において、計量機器（子メーター）を設置してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとしてください。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、情報センターの指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料、またはパン、菓子などの食品類とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- ⑤ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。
- ⑥ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日

までに情報センターに報告すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- ③ 回収ボックス内の使用済み容器は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ④ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑥ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を情報センターに請求することができません。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。

なお、郵送の場合は書留とし、封筒に「応募申込書 在中」と明記してください。

(提出先)

(株)富山県総合情報センター 総務部

〒930-0866

富山市高田527

電話：076-432-1116 FAX：076-433-5791

(2) 受付期間

平成27年6月15日(月)午前9時から平成27年7月3日(金)午後5時まで

(郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着)

(3) 提出書類

申込みにあたっては、次の書類を提出してください。

- ① 応募申込書提出票(様式第1号)
- ② 応募申込書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 販売品目一覧(様式第4号)
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- ⑥ すべての県税に滞納がないことの証明書(コピー可) ※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑦ 証明書類(コピー可) ※発行後3ヶ月以内のもの
法人の場合…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
個人の場合…住民票
- ⑧ 役員一覧(様式第5号、記載内容がわかれば可)

6 応募申込書に記載する金額

- (1) 貸付契約額は、応募申込書に記載された額に当該金額の8%に相当する額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（年額）の108分の100に相当する金額を応募申込書に記載してください。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、情報センターが販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、情報センターが定めた最低貸付料以上の者から設置事業者を選定します。
選定に当たっては、応募申込書に記載された額から、設置する自動販売機の年間消費電力量kwh（カタログ値）に20を乗じた数を電気料相当額として差し引いた額を実貸付料として比較します。
物件番号1と物件番号2の実貸付料の最高価格提示者が同一であった場合、次に高い価格を提示した者を選定する場合があります。
- (3) 設置事業者の決定は、7月10日（金）頃を予定しています。選定後、設置事業者に決定した応募者にのみ結果を通知します。

8 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、情報センターが別途定める期日までに、契約を締結してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 問い合わせ先

(株)富山県総合情報センター 総務部
〒930-0866
富山市高田527
電話：076-432-1116 FAX：076-433-5791

添付書類

【様式】

- ・ 様式第1号 富山県総合情報センター自動販売機設置事業者応募申込書提出票
- ・ 様式第2号 応募申込書
- ・ 様式第3号 誓約書
- ・ 様式第4号 販売品目一覧
- ・ 様式第5号 役員一覧

【参考資料】

- ・ 現状位置図、既存自販機説明書、情報ビル案内図
- ・ 今回貸付位置図、公募物件説明書、
- ・ 契約書例（仕様書を含む）

富山県総合情報センター自動販売機設置事業者応募申込書提出票

1 申込者住所又は所在地
氏名又は名称

2 連絡先（電話番号）
担当者名

3 応募物件 応募する物件の「応募物件欄」に○をつけること

応募物件	物件番号	設置場所	台数
	1	富山県総合情報センター 1階「あ」、2階「う」	2
	2	富山県総合情報センター 1階「い」、2階「お」「か」	3
	3	富山県総合情報センター 2階「え」	1

4 送付書類一覧 提出する書類の「チェック欄」に○を付けること

※備考欄ゴシックは留意点

チェック欄	書類名	備考
	応募申込書（様式第2号）	※物件ごとに提出
	誓約書（様式第3号）	※応募物件数に関わらず提出は1部でよい
	販売品目一覧（様式第4号）	※物件ごとに提出
	自動販売機のカタログ	※物件ごとに提出 ※寸法、年間消費電力量等が確認できるもの
	全ての県税に滞納がない旨の証明書	※発行後3ヶ月以内のもの ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	※発行後3ヶ月以内のもの ※法人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	住民票	※個人事業者の場合 ※発行後3ヶ月以内のもの ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	役員一覧（様式第5号）	※法人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※内容がわかれば既存の様式で可

応募申込書

平成 年 月 日

富山県総合情報センター 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

富山県総合情報センター自動販売機設置事業者の募集について募集要項及び公募物件説明書の内容を承知の上、物件番号 番について、下記のとおり申し込みます。

記

(円)

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	老
応募金額 (年額)							0	0

設置する自動販売機の年間消費電力量

設置場所	メーカー	機種	年間消費電力量
			kwh
			kwh
			kwh

- ※1 金額の数字は算用数字を使用し、初めの数字の頭に「〒」又は「金」を記入してください。
- ※2 応募金額は、年額とし、百円単位（税抜き）で記入してください。
なお、応募金額に100分の108を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。
- ※3 この応募申込書は、応募物件ごとに作成・提出してください。

誓 約 書

平成 年 月 日

富山県総合情報センター 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、富山県総合情報センター自動販売機設置事業者の募集の申し込みにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 私は、富山県総合情報センター自動販売機設置事業者募集要項「3 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 2 応募申込書の提出に際し、富山県総合情報センター自動販売機設置事業者募集要項の内容について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 3 本誓約書、応募申込書及び役員一覧表等が富山県総合情報センターから富山県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 設置事業者の決定に関して、決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を富山県総合情報センターが公表することに同意します。

役員一覧表

平成 年 月 日

富山県総合情報センター 殿

住所(所在地)
申込者
氏名(名称)

印

(フリガナ) 氏名	役職名	住所	生年月日	性別
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女

※ 「役員」とは、「株式会社にあつては取締役・執行役・会計参与・監査役、合名会社・合資会社・合同会社にあつては業務を執行する社員、社団・財団にあつては理事・監事」等をいいます。

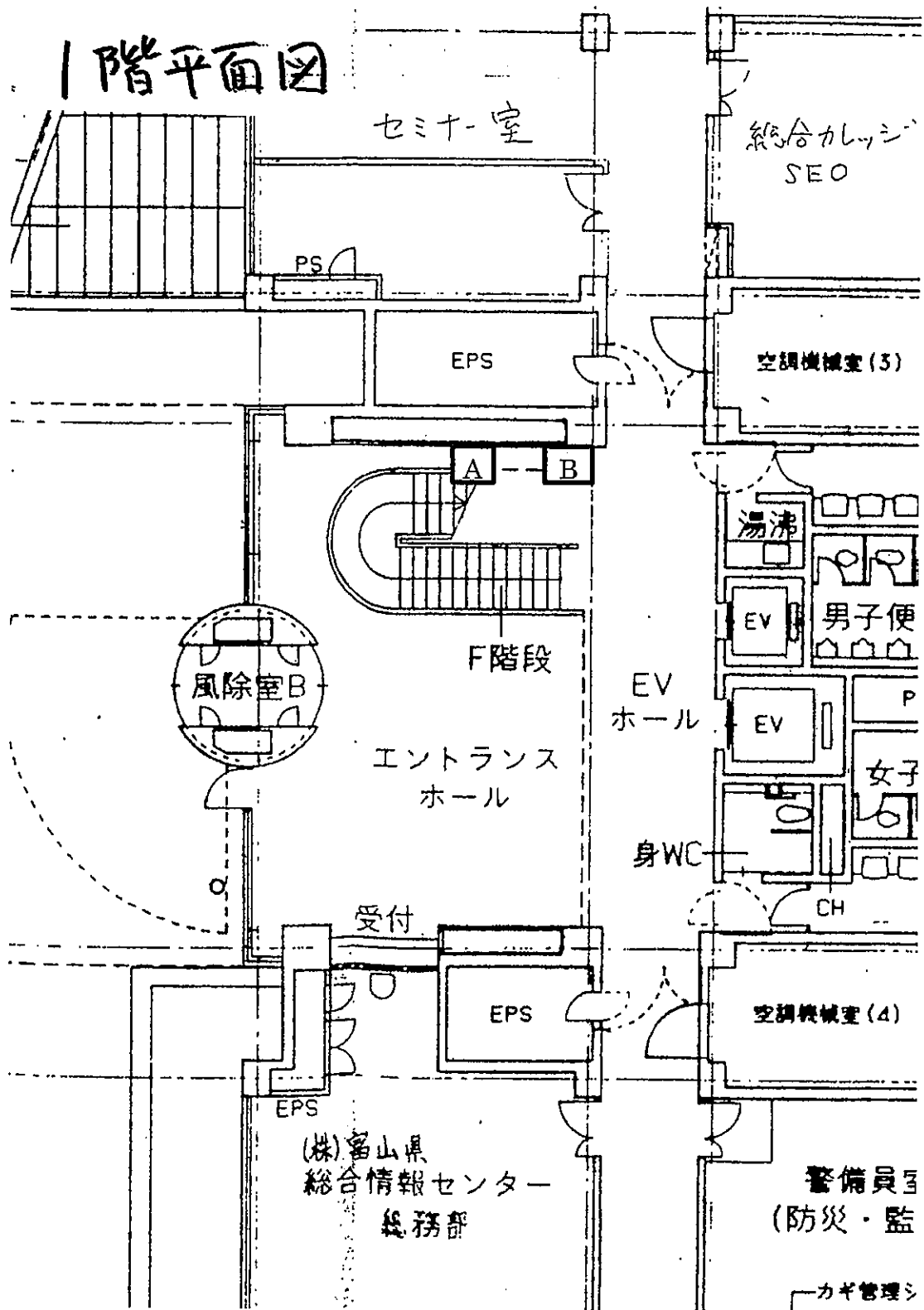
※ 「役員」全員について記載してください。(1枚に記載しきれないときは、本様式を複写等のうえ、別途記載してください。)

既存自販機説明書

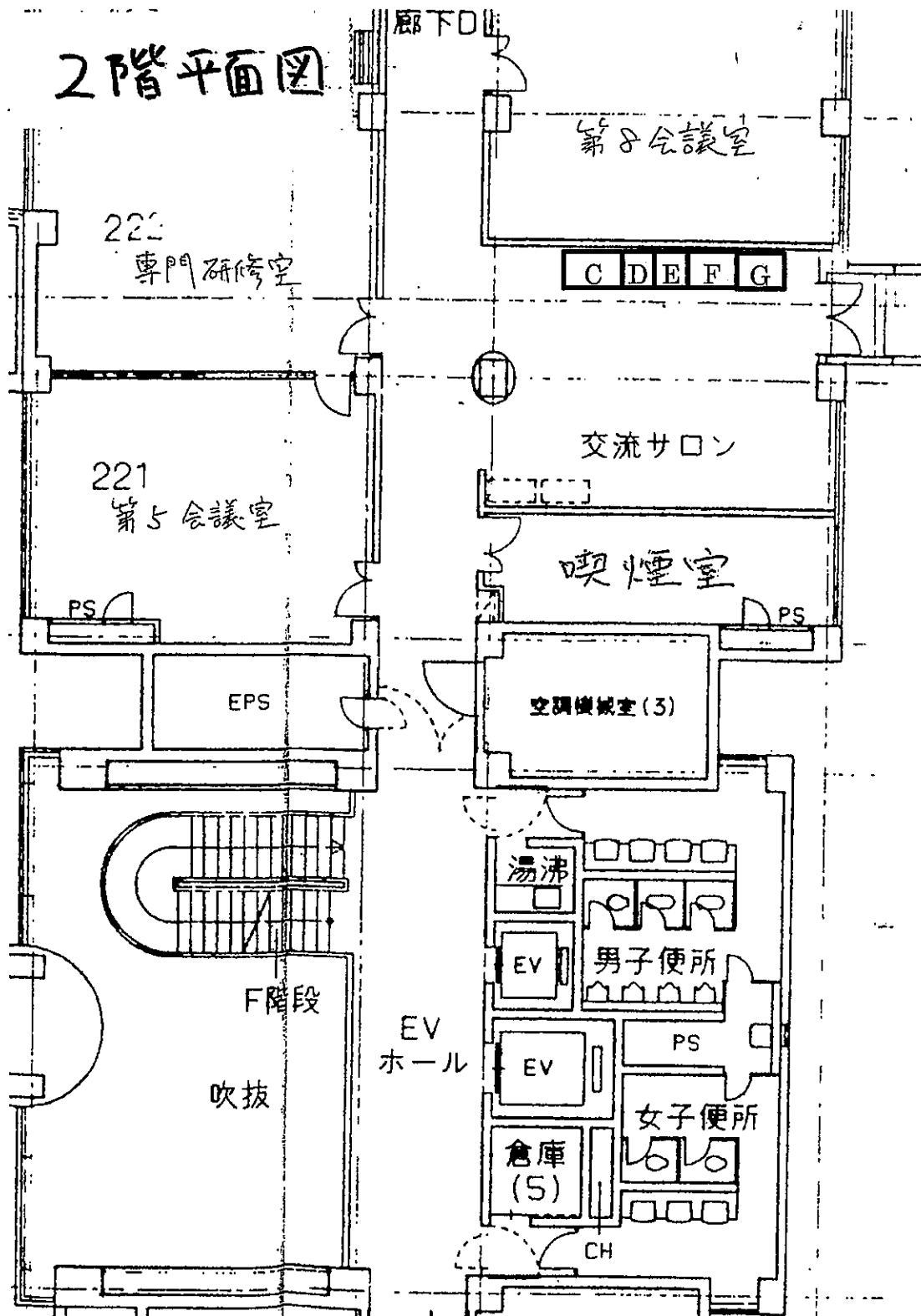
	自動販売機 A	自動販売機 B	自動販売機 C	自動販売機 D	自動販売機 E	自動販売機 F	自動販売機 G
設置場所	1階 エントランス ホール	1階 エントランス ホール	2階 交流サロン	2階 交流サロン	2階 交流サロン	2階 交流サロン	2階 交流サロン
機械サイズ W×D×H	79×80×188	118×73×190	140×73×188	70×73×188	70×73×182	120×73×188	116×66×188
機械種別	紙パック	缶・ボトル	缶・ボトル	缶・ボトル	カップ式	缶・ボトル	缶・ボトル
年間売上額 26年4月 ～27年3月	277,300 円	2,277,290 円	768,770 円	239,690 円	767,400 円	635,600 円	364,290 円
販売価格例	紙パック 110	缶 130・140 PET500 110～160 PET280 130～160	缶 130・140・210 PET500 130～190 PET280 130 ビン 120・130	缶 130・140 PET500 120～170 PET280 130	紙コップ100円	缶 130・140 PET500 110～160 PET280 110～160	缶 120・130 PET500 110～190 PET280 130 ビン 130

※参考データの売上実績は、現設置事業者の申告によるものです(売上げを保証するものではありません。)

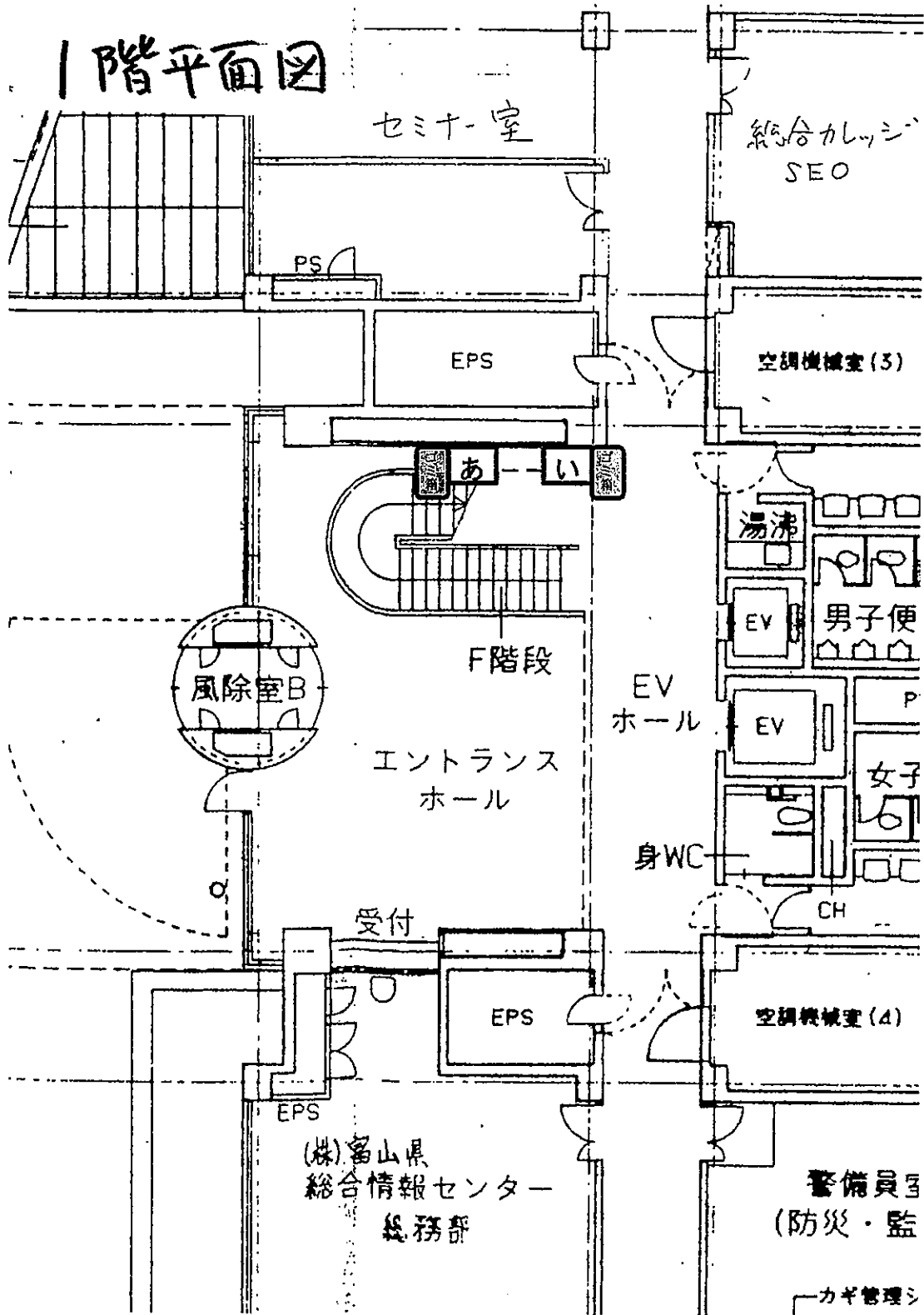
現状位置図



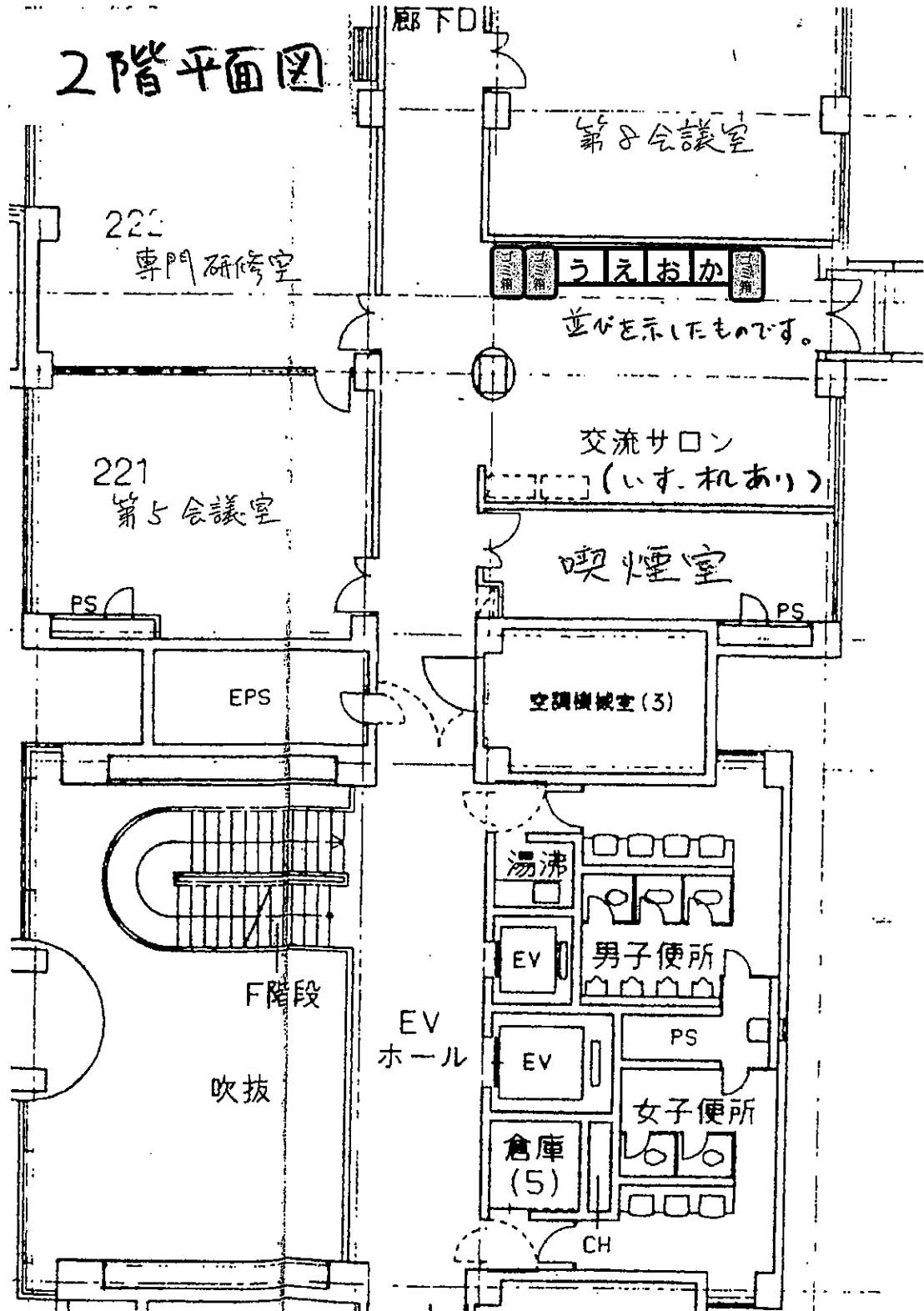
現状位置図



今回貸付位置図



今回貸付位置図



富山県総合情報センター自動販売機設置事業者募集要項 公募物件説明書

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積(m ²)		自動販売機設置台数	貸付期間	販売品目	販売容器	販売価格	備考
				幅(m)	奥行(m)						
1	富山県総合情報センター	富山市高田527	1階「あ」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	清涼飲料水、牛乳等の飲料	缶・ペットボトルなどの密閉式の容器	標準小売価格以下とすること。	
				ゴミ箱	100						
				自販機	90						
2	富山県総合情報センター	富山市高田527	2階「う」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	清涼飲料水、牛乳等の飲料	缶・ペットボトルなどの密閉式の容器	標準小売価格以下とすること。	「か」の食品自販機も含めて応募すること
				ゴミ箱	100						
				自販機	120						
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	100						
3	富山県総合情報センター	富山市高田527	2階「い」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	清涼飲料水、牛乳等の飲料	缶・ペットボトルなどの密閉式の容器	標準小売価格以下とすること。	
				ゴミ箱	100						
				自販機	120						
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	100						
4	富山県総合情報センター	富山市高田527	2階「お」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	清涼飲料水、牛乳等の飲料	缶・ペットボトルなどの密閉式の容器	標準小売価格以下とすること。	
				ゴミ箱	100						
				自販機	90						
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	100						
5	富山県総合情報センター	富山市高田527	2階「か」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	パン、お菓子などの食品	袋及び箱入り容器	標準小売価格以下とすること。	
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	50						
6	富山県総合情報センター	富山市高田527	2階「え」	自販機	90	1	H27.8.1～ H30.7.31	清涼飲料水、牛乳等の飲料	紙コップ	標準サイズは現状通り100円とすること。	
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	50						
				自販機	90						
				ゴミ箱	50						

※応募にあたっては、応募申込書・販売品目一覧・自動販売機のカタログを提出してください。

※貸付面積には、容器回収ボックス(ゴミ箱)の設置部分を含みます。

※貸付物件については、なるべく現地にて確認を行ってください(自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障があります。)

※2階は、休日は、原則閉鎖しており、貸会議室利用者の利用は見込めません。

(参考)

1 富山県総合情報センタービル内の職員数

約200人 ※このほか、貸会議室利用者も利用します。

2 施設内の他の自動販売機の設置状況

5階レストランにレストラン運営業者が設置する飲料自販機が2台(缶・ペットボトル1、紙パック1)あります。開放時間は平日10:00～17:00です。

3 その他

施設内には、5階にレストランがありますが、売店等はありません。

レストランの営業は、平日11:30～13:00です。

定期建物賃貸借契約書（作成例）

貸付人 株式会社富山県総合情報センター（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定による定期建物賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	自動販売機設置台数
富山県総合情報センター	富山市高田527	1階エントランスホール及び2階交流サロン 別添貸付位置図のとおり	m ²	台

（使用目的等）

第2条 乙は、貸付物件を、自動販売機設置場所として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、平成27年8月1日から平成30年7月31日までとする。

2 この契約については、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定の適用はないものとし、前項に定める期間（以下「貸付期間」という。）の満了により終了し、更新（更新の請求及び建物の使用の継続による更新を含む。）又は貸付期間の延長は行われぬものとする。

3 甲は、貸付期間満了の1年前から6箇月前までの間（以下「通知期間」という。）に、乙に対し、貸付期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

4 甲は、通知期間内に前項の規定による通知をしなかった場合において、通知期間の経過後乙に対し、貸付期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面により通知した場合は、当該通知の日から6箇月を経過した日にこの契約は終了するものとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、年額金 円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 乙は、前項に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の3ヶ月分を、前払いで3ヶ月毎に指定の金融機関に支払わなければならない。

3 平成27年度及び平成30年度貸付料は、貸付期間が1年に満たないため、年額から月割りに

より計算した額とする。

4 口座振込手数料は、乙の負担とする。

(電気料)

第5条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機に係る電気の使用量を計る専用メーターを設置しなければならない。

2 乙は、3ヶ月毎に前項の使用量を甲に報告しなければならない。

(遅延利息)

第6条 乙は、第4条第2項及び前条第3項に定める期日までに貸付料及び電気料を支払わないときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について年14.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(かし担保)

第7条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見した場合においても、貸付料の減免又は損害賠償を請求することができないものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(貸付物件の維持管理等)

第9条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲が貸付物件の維持管理上必要と認める指示をした場合は、これに従わなければならない。

3 貸付物件の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、貸付物件の維持管理のために甲が行う工事により貸付物件の全部又は一部を使用できない場合においても、甲に対し、損失補償その他一切の請求をしないものとする。

5 甲は、災害その他の甲の責めに帰することのできない事由により乙が被った損害の責めを負わないものとする。

(貸付物件の現状変更)

第10条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。この場合において、当該変更に必要な費用は、乙の負担とする。

(通知義務)

第11条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、貸付物件について、随時、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第2条又は第8条から前条までに定める義務に違反したときは、違約金として金 (貸付料の1年分に相当する額) 円を甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国又は富山県その他の地方公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (3) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (6) 取締役等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (9) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 甲は、前項第 1 号又は第 3 号から第 9 号までの規定による契約の解除により乙が損失を被った場合においても、その損失を補償しないものとする。

(返還)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、貸付物件を直ちに原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の義務を免除した場合は、この限りでない。

(貸付料の返還)

第 16 条 甲は、第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割り計算により返還する。

2 甲は、第 14 条第 1 項第 1 号又は第 3 号から第 9 号までの規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料は返還しない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を損傷したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が当該貸付

物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 18 条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第 14 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号から第 9 号までの規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件の改良のために支出した金額その他の有益費があり、その価格の増加が現存する場合においても、これを甲に請求しないものとする。

2 乙は、この契約が終了した場合において、第 10 条の規定による甲の承認の有無にかかわらず、貸付物件に付加した物件等の買取りを甲に請求しないものとする。

(信義則等)

第 19 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件を適正に使用するよう留意しなければならない。

3 この契約に関し疑義がある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 月 日

甲 貸付人 富山市高田 5 2 7
株式会社富山県総合情報センター
代表取締役 海 野 進

乙 借受人 住 所
氏 名

仕 様 書

1 機器設置の条件

省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料（食品自動販売機にあっては食品）とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (3) 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。
- (4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上状況等の報告

設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額並びに使用電力量を、次に定めるとおり、甲に対し書面により報告すること。

区 分	報 告 期 限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

